アメリカ・ロサンゼルスにおけるプロモーションイベント実施業務
企画提案募集要領

1. 事業の概要

(1) 事業の名称

アメリカ・ロサンゼルスにおけるプロモーションイベント実施業務（以下、「本業務」という。）

(2) 事業の目的

松江市が有する歴史・伝統・文化・自然などの多様な観光コンテンツを、重点市場の一つであるアメリカに向けてプロモーションを行うことで、松江市の認知度向上、さらには訪日旅行の促進・拡大を図ることを目的に本業務を実施する。

(3) 履行期間

契約締結日から 2027 年 2 月 26 日まで

(4) 契約金額の上限

7,300,000 円（消費税および地方消費税の額を含む）

2. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 破産開始の手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

（ア）法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（イ）法人の役員もしくはその支店もしくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者または暴力団員がその経営に関与している者

（ウ）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

（エ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

（オ）暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（カ）暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

3. 参加手続

(1) 担当部署および問い合わせ先

〒690-0003　島根県松江市朝日町 477-17 松江 SUN ビル 7F

松江市インバウンド推進協議会　事務局：高梨

メールアドレス：t_takanashi@naccy.jp

(2) 企画提案書の提出期間および提出方法

① 提出期間

2026 年 11 月 20 日（金）～2026 年 12 月 8 日（火）12:00 まで

② 提出方法

下記、松江市 HP より書類をダウンロードし、必要書類をしまね電子申請サービスに

添付し、提出すること。
松江市 HP：
https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/kankobu_kokusaikankoka/boshu/26912.html

しまね電子申請サービス（企画提案書提出用）URL：
https://ttzk.graffer.jp/city-matsue/smart-apply/apply-procedure-alias/teisyutsu
※提出期限後に登録した提案は無効とする。

4. 質疑・回答
(1) 受付期間
2026 年 11 月 20 日（金）～2026 年 12 月 1 日（火）17:00 まで
(2) 質疑方法
しまね電子申請サービスで、(1)受付期間内に登録すること。
しまね電子申請サービス（質問用）URL：
https://ttzk.graffer.jp/city-matsue/smart-apply/apply-procedure-alias/shitsumon
(3) 留意事項
質問者の会社名、電話番号、電子メールアドレスおよび担当者名を漏れなく記載すること。
(4) 回答
質問および回答は、直接回答、ならびに松江市 HP で順次全て掲載し閲覧に供する。
松江市 HP：
https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/kankobu_kokusaikankoka/boshu/26912.html

5. 必要書類
(1) 提出書類
以下のア、カを 1 部、イ～オについては正本 1 部（社名あり）・副本 1 部（社名なし）を作成し提出すること。
（ア）応募申込書
（イ）企画提案書
（ウ）本委託業務の実施体制
（エ）本事業に関連する業務実績（業務実績がある者のみ）
（オ）見積書
（カ）国税の滞納がないことを証明する書類
(2) 提出された応募書類の取扱い
① 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
② 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

③　企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

6.　選定方法等

(1)　選定方法

松江市インバウンド推進協議会において、募集要領に基づき文書審査により公正な審査を行って受託候補者を選定する。

(2)　評価方法

別紙1「評価要領」のとおり

(3)　評価基準

別紙2「評価基準」のとおり

7.　選定結果の通知・公表

候補者選定後、原則として、すべての参加者にメールで通知するとともに、松江市HPで公表する。

8.　契約手続

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と松江市インバウンド推進協議会との間で、委託内容、経費等の契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

(2)　契約代金の支払いについては、原則として精算払いとする。

(3)　選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

9.　その他

(1)　企画提案書の提出後に辞退する場合は、メールで通知すること。

(2)　企画提案書については、1社につき1提案に限る。

(3)　企画提案書を提出した後、企画提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、松江市インバウンド推進協議会から指示があった場合を除く。

(4)　企画提案書の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。

(5)　使用する言語および通貨は、日本語および日本円とする。

以上